

BSE に関する日米会合の概要

1. 日 時：平成16年1月23日（金）13：00～17：40

2. 場 所：農林水産省第2特別会議室

3. 出席者

(1) 米国側：農務省：ペン農務次官

ヘグウッド農務長官特別顧問

ランバート マーケティング・規制担当副次官

ピアソン食品安全担当副次官

：保健・福祉省食品医薬品局：クロフォード副局長 他

(2) 日本側：農林水産省：中川消費・安全局長

厚生労働省：遠藤食品安全部長

内閣府食品安全委員会事務局：梅津事務局長

外務省：三輪経済局審議官 他

4. 概 要

(1) 現地調査団の調査結果等について

日本側から、米国及びカナダに派遣した現地調査団の調査結果について説明し、
ア 感染牛のカナダにおける同居牛が米国に輸出されていたことや、カナダで感染牛に給与されていた肉骨粉が米国に輸出された可能性が高いこと、
イ 米国とカナダの牛肉関連産業は高度に統合されていること、
ウ 米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置は、実効性が十分でなく、交差汚染等の可能性を否定できないこと
等から今後米国で BSE 感染牛が発生しない保証はないことを指摘した上で、今後さらに米国で感染牛が発見されても問題が生じないよう、今後の対応を考えていく必要があることを指摘した。

これに対し、米国側から、米国のサーベランスは OIE 基準に沿って行っていること、肉骨粉等の給与禁止措置は高い遵守率で実施されていること等について説明があり、これについて質疑応答を行った。

質疑応答の中で、日本は、免疫組織化学的検査又はウエスタンブロット法のいずれかが陽性である場合には BSE と診断しているのに対し、米国は免疫組織化学的検査にのみ基づいて BSE の診断を行っていることについても意見交換が行われた。

(2) 米国の追加的 BSE 対策について

米国側から、追加的な BSE 措置 () について説明があった。

() 追加的な BSE 措置

歩行困難な牛のと畜場への搬入を禁止

BSE 検査中の牛肉について BSE 陰性が確認されるまで流通停止

30 ヶ月齢以上の牛について特定危険部位の除去を義務付け 等

これに対し、これらの措置の具体的内容、時期等について質疑応答を行った。

(3) 今後の協議の進め方について

本件について引き続き協議をしていくことで合意し、次回の期日については、後日調整することとなった。